

## 議事要旨(5) リース会計専門委員会における検討状況について

小賀坂専門委員より、第19回リース会計専門委員会(5月11日開催)における検討の状況及び第102回企業会計基準委員会(4月11日開催)における委員等からの指摘事項への対応について会計基準(案)及び適用指針(案)(設例を含む)に基づいた説明がなされた。

概要については、以下のとおりである。

1. 会計基準(案)及び適用指針(案)のタイトルは仮のタイトルである。
2. 会計基準(案)において、ファイナンス・リース取引の会計処理について、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うという記載だけでなく、もう少し骨子をいれたほうがいいのではないかという意見が専門委員会であった。
3. 会計基準(案)で借手のリース資産の表示は科目別ではなく、一括表示がいいのではないかという意見があり、現状はこちらを原則にし、ただし、各科目に含めることもできるという書き方にしている。
4. 会計基準(案)で借手の資産の種類別の取得価額総額及び減価償却累計額総額の注記を提案しているが、専門委員会では、処理が煩雑になるので、各勘定科目別の情報については金額情報ではなくて内容を記載することでよいのではないかという意見があり、(対案)としてあげている。
5. 前回、国際的な会計基準との関係をもっと記載したほうがいいのではないかという指摘があったので会計基準(案)の結論の背景の記載に加えているが、専門委員会では、IASBとFASBがこれから検討を予定しているものについても加えたほうがよいという意見が聞かれた。
6. 専門委員会では、税務に対する考え方に触れた部分がないのでどこかで触れたほうがよいという意見があった。
7. 適用指針(案)のリース取引の判定部分は、基本的には現行の実務指針をそのまま写してきている。
8. 専門委員会では、適用指針(案)のリース資産の償却方法においては定額法を原則としたほうがいいのではないかという意見があった。
9. 資料4について、有形固定資産・無形固定比率の調査によると8割以上の会社が、利息相当額を定額処理する方法と減価償却費として処理する方法を採用できる。
10. リースバックについて、借入処理でよいのではないかという意見が専門委員会で聞かれたため、現状では、金融取引で整理しているが、もう少し検討を要する。
11. 適用初年度の取扱いについて、借手、貸手の取扱いの説明があり、適用指針(案)で貸手の変更による影響額の処理が、特別損益か利益剰余金処理かペンディングになっていることや、リースがセグメントととして取扱われている会社や連結財務諸表を作成していない場合で、リースを主たる事業としている会社は適用初年度の取扱いが適用できないという規定は、必要ないのではないかという意見があった。

以上の説明のあと、委員等から以下の質疑応答があった。

- 会計基準(案)と適用指針(案)のバランスが悪く、また会計基準(案)だけみてリース会計が理解できないのではないかという意見に対して、現行の会計基準(案)と適用指針(案)の関係を踏襲するとこのようなバランスになるが検討する旨の回答がなされた。
- コンバージェンスの動向次第でこの内容も変えるのかという質問に対して、現在記載しているコンバージェンスは、現状の国際会計基準なり米国会計基準とのコンバージェンスであり、これから検討される事項とのコンバージェンスではないとの回答がなされた。
- 転貸の会計処理について、残すとするとは例外だけ残すことになり原則が書かれておらず検討したほうがよいという意見に対しては、検討する旨の回答がなされた。

以 上